

平成26年度徳島県パラリンピック等競技力向上支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 スポーツ王国とくしま推進会議（以下「推進会議」という。）は、2020年東京パラリンピックの開催に向け、パラリンピック及びデフリンピック（以下「パラリンピック等」という。）競技種目の強化を図るため、競技力の向上、障がい者スポーツの振興に資する競技用具等施設の整備を必要とする障がい者スポーツ団体に対し、補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たす障がい者スポーツに係る競技団体及び任意団体（以下「競技団体等」という。）とする。

- (1) 環境整備を進めることで、競技力の向上が見込めること。
- (2) 代表者及び事務局等の所在が明らかであること。
- (3) 競技団体等において、維持・管理を適切に行うことができること。
- (4) 障がい者の競技力向上や障がい者スポーツの振興に寄与していること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、パラリンピック等の競技種目である競技用具等施設の整備に要するものであって、相当の耐用期間を有し、個人では保有することが難しいものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、上限を1団体50万円とし、予算の範囲内で補助額を決定する。
なお、補助金の交付については、同一年度に1団体1回限りとする。

(補助対象団体の選定)

第5条 補助金の交付を受けようとする競技団体等は、次の各号に掲げる書類を推進会議事務局（障がい福祉課）に提出するものとする。

- (1) 競技用具等施設整備申請書（様式第1号）
 - (2) 事業実施計画書（様式第2号）
 - (3) 購入を希望する競技用具等の仕様書
 - (4) 購入を希望する競技用具等の見積書
 - (5) 規約等団体の概要がわかるもの
- 2 補助対象団体の選定は、選定委員会において行うものとし、補助金の交付の対象となる競技団体等に対しては、文書にて通知を行う。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第2項において通知を受けた補助対象団体（以下「申請者」という。）は、提出期限までに、平成26年度徳島県パラリンピック等競技力向上支援事業補助金交付申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、推進会議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第4号）
- (3) 購入を希望する競技用具等の仕様書
- (4) 購入を希望する競技用具等の見積書
- (5) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

2 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、その旨を平成26年度徳島県パラリンピック等競技力向上支援事業補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（決定をしない場合）

第8条 前条の規定にかかわらず、会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象事業の内容等の変更、中止又は廃止）

第9条 申請者は、補助対象事業の実施について重要な変更をし、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施変更計画書（様式第6号）
- (2) 事業収支変更予算書（様式第7号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定額、又は補助金交付決定の内容の変更・中止・廃止を決定し、その旨を補助金変更・中止・廃止交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定年度が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、平成26年度徳島県パラリンピック等競技力向上支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業収支決算書（様式第10号）
- (3) 事業実施の証明となる書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金請求書(様式第11号)を会長に提出しなければならない。会長は、補助金請求書を受理したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

- 2 補助対象事業の円滑な遂行を図るため、会長が必要と認める場合は、申請者に対し、補助金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。
- 3 申請者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第13条 会長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金を補助対象以外の用途に使用したとき
- (4) 補助対象事業を実施せず、実施しようという意思が認められないとき
- (5) 補助対象事業を完了する見込みがなくなったとき
- (6) 補助対象事業の施行において、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき
- (7) 補助事業者が、第8条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (8) その他、補助事業者がこの要綱の定めに違反したとき

(補助金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 会長は、補助対象事業が中止されることとなった場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 会長は、第11条の規定により申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第15条 会長は、必要があると認めるときは、申請者に補助対象事業に関し、報告を求め、調査を行うことができる。

(備品管理)

第16条 本事業により補助金の交付を受けた競技団体等は、備品台帳に当該備品を記載し適切な管理を行わなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助対象団体は、補助を受けた備品について、会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、廃棄し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。ただし、耐用年数を経過している備品については、会長の承認を受けずに処分することができる。

2 前項に定める耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、これによりがたい場合については別に定める。

(関係書類の保管等)

第18条 申請者は、補助対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めのないものについては、徳島県補助金交付規則（昭和58年5月10日徳島県規則第53号）に準じるほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月15日から施行する。